

# 通津中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

岩国市立通津中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。岩国市においては、これまでも「いじめは決して許されない行為」であり、「どの子供にも、どの学校でも起こりうるもの」であることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）に基づき策定された、「いじめ防止のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）、並びに「山口県いじめ防止等のための基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を受けて、岩国市は、児童生徒の尊厳を保持するため、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、平成27年に「岩国市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）としてまとめた。

本方針は平成29年に国及び県の基本方針が改定されたことを参酌した上で「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、県と連携し、岩国市教育基本計画にのっとり、従前から推進してきた「つながる、広がる生徒指導の推進」を基調とした市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにし、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

## 第1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

### 1 いじめとは

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

・外見にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情も考慮し調査を行い判断する必要がある。

#### (2) いじめの構造、特徴

○ いじめは、「どの子供にも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。

・いじめる生徒といじめられる生徒は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。

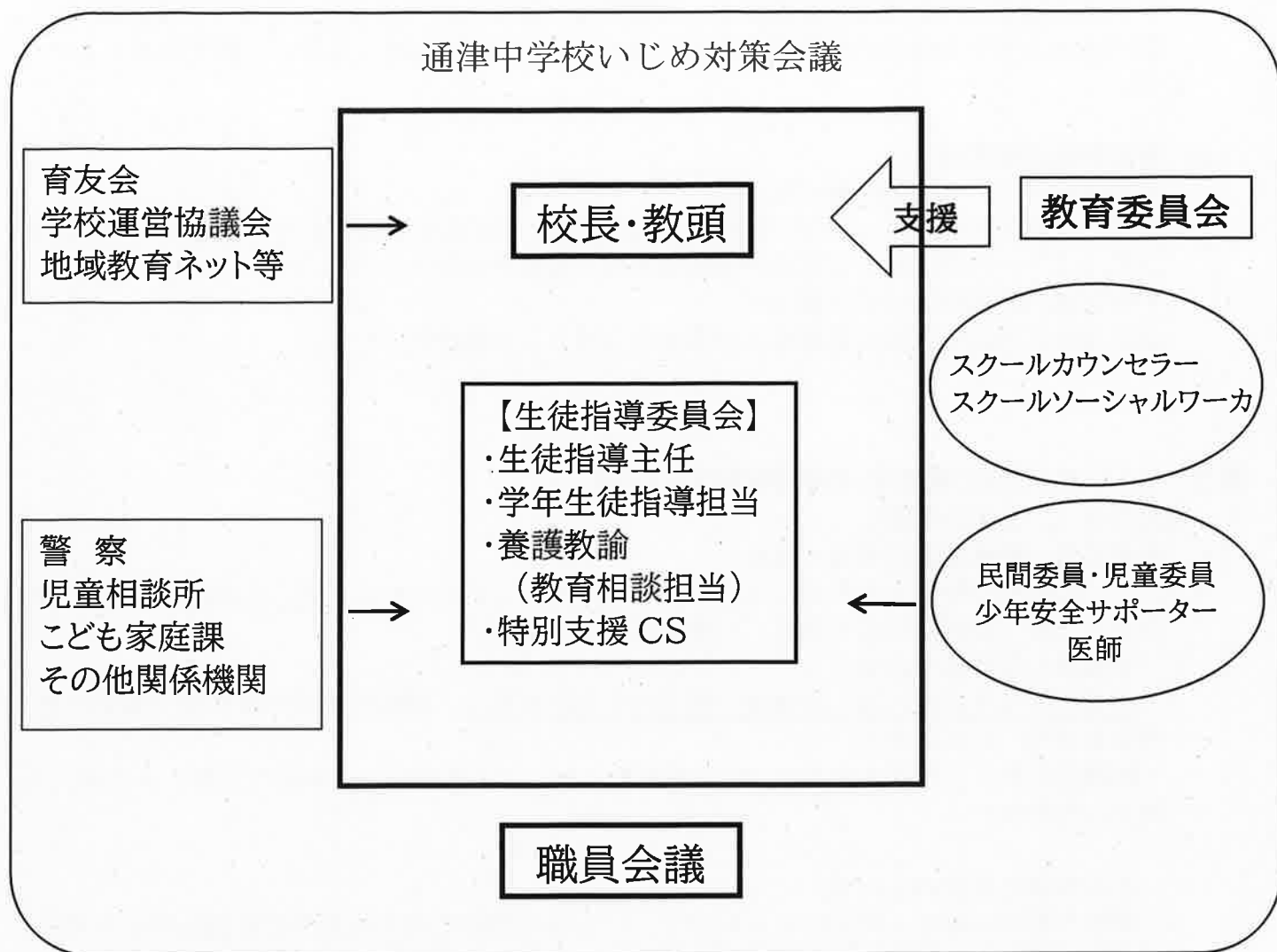
・暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

○ いじめは「四層構造」となっている。

・いじめを受けている生徒から見れば、「周りではやしたてる生徒（観衆）も「見て見ぬふりをする生徒（傍観者）」も「いじている人」に見える。

・四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## 校内指導体制におけるいじめ対策組織（いじめ対策委員会）の位置づけ



### (3) 豊かな心を育む教育の推進

- 学校の教育活動を通じた道徳教育の取組  
 生徒一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、人権教育を基盤とし、学校教育活動全体を通して生徒が心を開き、心を磨き、伝えあえる道徳教育を充実させることが重要である。
- 規範意識の醸成に向けた取組  
 いじめの未然防止のため、生徒の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守る」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、生徒の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組が重要である。
- いじめ防止根絶・強調月間の取組  
 毎年10月は「いじめ防止根絶・強調月間」になっており、本校においてもいじめ防止・根絶に向けた取組の徹底を図る。

### (4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備時間を確保（教育相談の時間の確保など）
- 多様な専門家や関係機関との緊密連携の推進  
 SCやSSW等の心理や福祉の連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実を図る。

## (2) すべての学校教育活動を通じた取組

- 「下駄箱に靴を入れる際には、かかとをそろえて入れる」、「職員室等がある1階廊下は静かに過ごす」など、あたり前のことをあたり前に行うことの大切さを浸透させ、活動を徹底する。
- 生徒の自治的な生徒会活動、学級活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを発言し合える支持的風土を醸成する。
- 様々な体験活動を通して、生徒が魅力を感じ、楽しい学校になるよう、絆づくり・居場所づくりに努める。

生徒が自ら課題に気づき、改善できる「自己指導能力」の育成を図る。

### ア 各教科・総合的な学習の時間

- ・教師が授業に対して真摯に取り組み、生徒が「分かる」「できる」授業を実践する。
- ・生徒と教職員相互の信頼関係により、教育効果を高める。
- ・教員は授業の中で児童生徒の考えや意見を引き出し、それを大切にしていって授業づくりを行うことが重要である。
- ・認め合ったり支え合ったりできる授業の雰囲気づくりを大切にする。

### イ 道徳

道徳科の授業で学んだ内容や価値観を授業以外の教育活動で生かしていく。

(道徳ノートへの記述や短学活・学級活動等で取り上げるなどして、価値観の再考を促したり、説話の題材にしたりするなど、授業以外での楽化・充実を図る)

- ・道徳の授業で「いじめ」に関わる題材を扱うときには、学校や学級の実態に即して選ぶことが大切になる。
- ・道徳の授業を通して、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。
- ・いじめ問題を取り扱うことは人権教育とも深く関わっており、人権意識を高めたり人権感覚を磨いたりする絶好の場である。
- ・いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「人間尊重」「生命に対する畏敬の念」等についても、触れていく。

### ウ 特別活動等

- ・学級活動をはじめ、学校行事、生徒会活動及び部活動において、一層主体的に取り組めるような場を設定する。
- ・個人や集団の課題に目を向け、課題の解決に必要な手立てや取り組みを支援する。
- ・他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜び等の体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団規範を醸成していく。
- ・中学生にとって部活動は、幅広い人間関係を育む場でもあり、その教育的な価値が生かされる運営を行っていく。

## 教育課程

教科	特別の教科 道徳	総合的な学習の時間	特別活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自ら考える」姿勢を身につけさせる。</li> <li>・「共に考える」集団を作る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳的諸価値について理解を深め、物事を多面的・多角的に考える力を身につける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分が設定した課題を最後まで追求させる。(結果を出すことで、自身をつけさせる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団における自分の役割を果たさせる。</li> <li>・「集団を作る」経験を行わせる。</li> </ul>

## 教育課程外

登下校	休み時間等	部活動等	家庭生活
<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りボランティアや家庭とも課題を共有する。</li> <li>・課題を生徒と共に共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活上での課題について生徒・教職員・地域・家庭で共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部指導者や家庭と課題を共有する。</li> <li>・教職員集団で課題を共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者とその保護する生徒の課題を共有する。</li> <li>・学校が考えている家庭で伸ばしたい力に関する内容を家庭と共有する。</li> </ul>

・教育相談室等で他の児童生徒のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように努める。

### (3) 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。
  - ・学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
  - ・地域にある商店やコンビニエンス・ストア、自動販売機の周辺、ゲームセンター等、児童生徒がよく立ち寄る場所については、岩国市街頭補導活動をはじめ、岩国市青少年育成市民会議ならびに各地区青少年健全育成協議会等と連携して組織的な巡回指導等を行う。
  - ・地域行事や各種の催事などに生徒の積極的な参加を促す。

## 3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

### (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 迅速・的確かつ組織的な対応をする。
- いじめ対策組織にSCやスクールソーシャルワーカー（以下、SSWという）等の専門家を加え、早期解決に資する取組をより実効的に行う。
- 必要に応じて、外部専門家の活用も想定する。
- いじめは、学校として情報の共有等を基に、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していくことが重要となる。
  - ・事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。
  - ・「いじめ対策会議」を開き、協議する。（場合により、職員会議の開催）
  - ・いじめられている生徒への対応…信頼関係にある教職員が担当する。
  - ・いじている生徒への対応…複数の教職員（生徒指導主任・学年生徒指導担当を中心に役割分担を決める）で担当する。聞き取りを丁寧に行い内容のすりあわせを随時行い、事実誤認がないよう気をつける。
  - ・周囲の生徒（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
  - ・いじめられている生徒の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。
  - ・いじている生徒の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任・管理職・生徒指導主任等の複数で対応する。
  - ・育友会等への働きかけ（必要な場合）…校長・教頭が担当する。
  - ・教育委員会、関係諸機関との連携…校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

### (2) 対応する上での留意点

- いじめられている生徒への対応
  - ・「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
  - ・本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじている生徒への指導
  - ・当事者だけでなく周りの生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
  - ・自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省をする。「説得より納得」が重要である。
  - ・叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。

#### 4 重大事態への対応

##### 【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

##### (1) 重大事態の判断について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

##### (2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、設置者である教育委員会を通じて市長へ、報告する。
- いじめられている生徒の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば生徒への弾力的対応を検討することが必要である。
- いじめられている生徒を守るため必要があれば、毅然とした厳しい対応が求められる。
- その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していくことが求められる。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していくことが肝要である。
- 適切に関係機関との連携を図る必要がある。

##### (3) 調査委員会の設置

- 学校の設置者又はその設置する学校が、重大事態であると判断したときは直ちに学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととするが、学校の設置者は学校に対し適切な支援を行い、場合によっては学校の設置者において調査を実施する。
- 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、当該事案への対応や今後の再発防止に資することを目的とする。
- 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。

##### (4) 自殺の背景調査について

- 生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和7年12月文部科学省）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、学校の設置者又はその設置する学校は、必要に応じて、公平・中立且つ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置するに当たっては、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士）を構成員として、調査等を実施する。